

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申情第190号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和2年6月25日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「〇〇神社の社殿建て替に関する県に提出された申請書及び関係書類全部 総務課」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和2年7月2日、実施機関は、本件請求に対して、公開請求に係る公文書を保有していないとして、公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和2年7月7日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

令和3年3月31日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には「県の枉法行為を確認した為」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には「本来あるべき書類（現にR2年5月に神社関係書に公開している）ので出せ」と記載されている。

第4 実施機関の弁明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の内容及び理由は、おおむね次のとおりである。

審査請求人からなされた公文書公開請求書には、〇〇神社の宮司等から氏子に対して発出された「境内地売却及び社殿新築工事について」通知する文書（令和2年5月1

日)と「氏子の反対活動に係る新聞記事」(令和2年6月25日)が添付されていた。

当資料や〇〇総合県民局の聞き取りにより、当該社殿建て替えについて県に提出された資料と特定したが、宗教法人が県に対して行う手続きを定めた宗教法人法には、宗教法人が社殿の建て替え許可を得るため、県に対して申請を行うことは求められておらず、公文書も保有してなかったことから、実施機関は本件請求に係る公文書を保有していないとして、条例第7条第2号の規定により公開請求を拒否したものである。

なお、今回の審査請求に係る主張について、「現にR2年5月に神社関係者に公開している」とあるが、この公開文書は、別の申請者から行われた「〇〇神社定款及規則」の公文書公開請求に対して「宗教法人〇〇神社規則」で部分公開決定したものであり、請求内容と異なると考える。

第5 審査請求人の反論要旨

審査請求人から提出された反論書には、「公的機関(徳島新聞)等で記事が掲載される中で、氏子側から問題提起されている(社殿建て替え)に、用地を8割売却して、本殿費用にすると5～6年前から計画した中で、由緒ある社殿(県が指定した準国宝)であるので、それらを触る申請書類であり、許可にあたり、時間を要するものと神社庁脱退まで記載、売却価格1億23543000円と提示しているの、ある書類と思われる。その書類等の公開書類があるはず。公開しろと求める。」と記載されている。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内容
令和3年3月31日	諮問
令和7年4月23日 第1部会(第22回)	審議
同年 5月28日 第1部会(第23回)	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書について

本件請求は、〇〇神社の社殿建て替えに関し県に提出された申請書及び関係書類のうち総務課において保有するものの公開を求めるものである。

実施機関は、公文書公開請求書に基づき、上記の内容で本件請求に係る公文書を特定し本件処分を行っているのに対し、審査請求人は審査請求書において、令和2年5月に神社関係者に対して公開された公文書を公開すべき旨を主張している。しかし、

当該公開された公文書は、〇〇神社が規則の認証を受ける際に実施機関に対して提出されたものを保有していたものであり、社殿建て替えに関して提出された公文書であるとは認められない。

2 本件請求に係る公文書の保有の有無について

宗教法人法（昭和26年法律第126号）は、宗教団体が、礼拝の施設その他の財産を所有し、これを維持運用し、その他その目的達成のための業務及び事業を運営することに資するため、宗教団体に法律上の能力を与えることを目的としており（第1条第1項）、宗教法人の宗教的事項と世俗的事項の機能のうち、世俗的事項に関してのみ規定し、憲法で保障された信教の自由と政教分離の原則が尊重され（同条第2項）、行政等は宗教上の事項について、調停や干渉を行ってはならないとされている（第85条）。そして、宗教活動の自由を最大限に保障するため、世俗的事項である役員の資格・任免、必要な機関の設置、財産処分の方法等についても、できるだけそれぞれの宗教法人の特性に応じた自主的、自律的運営に委ねている。

社殿の建て替え及び境内地の売却は、それぞれ宗教法人法第23条第3号の「主要な境内建物の新築、改築、増築、移築、除却又は著しい模様替をすること」及び第同条1号の「不動産又は財産目録に掲げる宝物を処分し、又は担保に供すること」に該当するため、少なくとも1月前に、信者その他の利害関係人に対し、その行為の要旨を示してその旨を公告しなければならないとされているが、所轄庁の関与は必要とはされていない。

そして、総務課は宗教法人法の所轄庁の事務を行っているものであるから、同課において本件請求に係る公文書を保有していないとの実施機関の説明に不合理な点はない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第1部会委員名簿

(50音順)

氏名	職業等	備考
泉 純	行政書士	
大森 千夏	弁護士	部会長
鎌谷 郁代	税理士	
戸田 順也	弁護士	